

指定就労継続支援（B型） 重要事項説明書

就労継続支援（B型）サービスを提供するにあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所が説明すべき内容は次のとおりです。

1 サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 光志福祉会
所在地	香川県丸亀市川西町南 258-1
電話番号	TEL (0877) 58-7707 FAX (0877) 58-7717
代表者氏名	理事長 喜井 規光
設立年月	令和5年4月1日

2 利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援B型 令和5年4月1日指定（指定有効期間：指定日から6年間）
事業所の名称 （事業所番号）	ネムの木 就労継続支援B型作業所（3712003031）
事業所の所在地	香川県観音寺市柞田町70-1
連絡先	TEL (0875) 23-7305 FAX (0875) 23-7306
管理者	喜井 規光
サービス 管理責任者	喜井 規光
サービス実施地域	観音寺市・三豊市
主たる対象者	知的障害者・身体障害者・精神障害者
定員	25名
開設年月日	令和5年4月1日

3 サービスの目的・運営方針

目 的	「ネムの木 就労継続支援 B 型作業所」が行う指定就労継続支援 B 型事業は、対象となる障害者への就労の機会・生産活動の機会・その他活動の機会の提供と、それらを通じて、知識・能力が高まった者について、就労への移行に向けた訓練や支援を目的として必要なサービスの提供を行う。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 ご利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。 2 ご利用者の意思及び人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ったサービスを提供するよう努めるものとする。 3 ご利用者支援において、市町、指定障害者支援施設や指定障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。 4 前3項の他、関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

1 階		2 階	
オゾン室	1 室	事務室	1 室
洗浄室	1 室	ロッカー	2 室
倉庫	1 室	相談室	1 室
トイレ	2 か所	浴室	1 室
収納	1 か所	トイレ	2 か所
その他		会議室 AB	1 室
階段	2 か所	(食堂)	
EV		倉庫・作業	1 室

※エレベータを完備しています。当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、上記の施設・設備を設置しています。

5 サービス提供職員の配置状況

(1) 職員の配置状況

職 種	員 数	常 勤		非常勤		常勤換算
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			厚生労働省令で定められた配置基準以上
サービス管理責任者	1		1			
職業指導員	4	4				
生活支援員	1	1				
目標工賃達成指導員	1	1				

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※常勤換算とは…職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

(2) 主な職種の勤務体制

職 種	勤務時間
職業指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
目標工賃達成指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）

6 サービス提供の内容

- (1) 営業日 月曜日～金曜日
- (2) サービス提供時間 10：00～16：00（6時間）
- (3) 開館および閉館時間 8：30～17：30
- (4) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	ご利用者及びそのご家族が希望する生活やご利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	生産活動に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。また、その他の便宜を適切かつ効果的に行います。

生産活動	<p>下記のような生産活動の機会を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒・洗浄・点検・梱包・配達等の委託作業 〈工賃の支払い〉 <p>上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた金額を工賃として、生産活動に従事するご利用者に支払います。必要経費を工賃から差し引かず、別途支払いを希望される方はご相談ください。平均支給工賃の努力目標は30,000円です。</p>
実習及び求職活動等の支援	<p>公共職業安定所や障害者就労・生活支援センター等関係機関との連携を取りながら、職場実習の実施、求職活動の支援、一般就労やA型事業所利用への実習体験等の支援、職場定着のための支援等を行います。</p>
施設外就労支援	<p>常時、安定して高い生産性が見込まれるご利用者には、希望に応じて適正に配慮し施設外企業での生産活動の機会を提供します。</p>
健康管理	<p>常にご利用者の健康状態に注意し、協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。</p>

(5) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託による昼食（弁当）を提供します。 〈業務委託先〉 やっこ屋 TEL (0896) 58-1627 ・食物アレルギーのある方は、各自で食事対応願います。 ・食材費等の高騰により、食事代を値上げする場合には、事前に書面にて通知します。 ・食事提供時間 12:00～13:00 	<p>1食 400円(税込)</p> <p>おかずのみ 330円(税込)</p>
生産活動等	<p>生産活動や諸活動を行う上で、負担していただくことが適当であるものに限りです。歯ブラシ等</p>	実費
一般就労への支援に必要な経費	<p>就労や実習に向けての支援のうち、負担していただくことが適当であるものに限りです。交通費等</p>	実費
日常生活上必要となる諸経費	<p>ご利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担していただくことが適当であるものに限りです。</p> <p>①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費</p>	実費

送迎サービス	当事業所送迎ルートの範囲内で送迎希望の方を送迎します。なお、送迎車両への相乗り困難な場合は希望に添えないことがあります。	送迎加算査定を算定します。
その他	その他	実費

〈サービスの概要〉

すべてのサービスは、就労継続支援 B 型計画に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、ご利用者若しくはご家族等の同意をいただきます。

7 利用料金

【サービス料金】

利用料金は、次表のとおりです。

			利 用 料	利用者負担額	
就労継続支援 B 型サービス費 (I) 6:1	定員 21 人以上 40 人以下	<input type="checkbox"/>	平均工賃が 4 万 5 千円以上	7,460 円	左記の 1 割
		<input type="checkbox"/>	平均工賃が 3 万 5 千円以上 4 万 5 千円未満	7,170 円	左記の 1 割
		<input type="checkbox"/>	平均工賃が 3 万円以上 3 万 5 千円未満	6,760 円	左記の 1 割
		<input type="checkbox"/>	平均工賃が 2 万 5 千円以上 3 万円未満	6,600 円	左記の 1 割
		<input type="checkbox"/>	平均工賃が 2 万円以上 2 万 5 千円未満	6,370 円	左記の 1 割
		<input type="checkbox"/>	平均工賃が 1 万 5 千円以上 2 万円未満	6,240 円	左記の 1 割
		<input type="checkbox"/>	平均工賃が 1 万円以上 1 万 5 千円未満	6,000 円	左記の 1 割
		<input type="checkbox"/>	平均工賃が 1 万円未満	5,260 円	左記の 1 割

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利用者負担額	内 容
福祉専門職員配置加算(1)(2)(3)	60 円	左記の 1 割	(1)(2)の場合、生活支援員のうち有資格者が一定割合以上の場合、利用 1 日につき加算されます。

			(3)の場合、生活支援員のうち、勤務形態が常勤のものが75%、又は勤続年数が3年以上のものが30%を超える場合、利用1日につき加算されます。
目標工賃達成指導員配置加算	400円	左記の1割	目標工賃達成指導員を常勤換算法で1人以上配置しており、手厚い人員体制をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合、利用1日につき加算されます。

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

初期加算	300円	左記の1割	サービス利用の初期段階(開始から30日間)において、利用1日につき加算されます。
欠席時対応加算	940円	左記の1割	利用者が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に、月4回まで加算されます。
利用者負担上限額管理加算	1,500円	左記の1割	利用者の依頼により、利用者の負担上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合に算定されます。
送迎加算	100円	左記の1割	事業所が利用者に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費対象サービスの利用料金は、本人及びその配偶者の負担能力（市町民税の所得割）に応じて市町長が定める本人負担金です。障害福祉サービス受給者証の記載内容をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

訓練等給付費対象外サービスの利用料金は、上記「6 サービス提供の内容（5）訓練等給付費対象外サービス」の項目について、事業所が定める利用料金です。

(3) 弁当利用等の取り消し料金

ご利用者が弁当利用等の取り消し（キャンセル）をする場合は、利用予定日の当日午前8時50分までに当事業所までお申し出ください。なお、午前8時50分までにお申し出がない場合には、キャンセル料を頂くことがあります。

キャンセル料（1日当たり）	実費相当額
---------------	-------

(4) 料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は事業者が1か月ごとに計算し、翌月10日までに請求書を送付します。支払い方法は引き落としとさせていただきます。現金での支払いを希望される場合はご相談ください。特別な理由がない限り、翌々月10日までにご入金ください。

金融機関口座から自動引き落とし(翌々月10日)
ご利用できる金融機関：全ての金融機関

8 ご利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいてご利用者の記録及び情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

(2) ご利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。ただし、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合はご利用者の同意(「個人情報使用同意書」による。)に基づき情報提供をします。

9 緊急時の対応

ご利用者の病状急変等の緊急時には、ご家族等の緊急連絡先に連絡します。基本的には、ご家族等により医療機関への受診をお願いします。

(ただし、事業所内事故等による緊急時には、事業所の判断にて医療機関に搬送します。)

10 要望・苦情等申立てに関する相談窓口

当事業所 ご利用相談窓口		<ul style="list-style-type: none">・ 苦情受付担当者 生活支援員・ 苦情解決責任者 サービス管理責任者・ ご利用時間 8:30～17:00・ 電話番号 0875-23-7305
窓口	香川県 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none">・ 所在地：香川県高松市番町四丁目1番10号・ 電話番号：087-831-1111
	観音寺市 障害福祉課	<ul style="list-style-type: none">・ 所在地：香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号・ 電話番号：0875-23-3900
第三者 委員会	観音寺地域	・ 富田 久子：090-7623-4633
		・ 竹川 規弘：090-7782-1158

1.1 協力医療機関

名称	中央クリニック
医院長名	小野 克明
所在地	観音寺市観音寺町甲 3130-1
電話番号	0 8 7 5 - 2 5 - 0 7 5 5
診療科	外科・内科 呼吸器科・呼吸器内科
入院設備	無

1.2 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画等により対応します。												
平時の訓練	別途定める消防計画等により、適宜、避難、防災訓練等を実施します。												
防災設備	<table border="0"> <tr> <td>・自動火災報器</td> <td>有</td> <td>・誘導灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ガス漏れ報知器</td> <td>有</td> <td>・火災通報装置</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・防災シャッター</td> <td>有</td> <td>・火災通報専用電話機</td> <td>有</td> </tr> </table>	・自動火災報器	有	・誘導灯	有	・ガス漏れ報知器	有	・火災通報装置	有	・防災シャッター	有	・火災通報専用電話機	有
・自動火災報器	有	・誘導灯	有										
・ガス漏れ報知器	有	・火災通報装置	有										
・防災シャッター	有	・火災通報専用電話機	有										
保険加入	事故・災害等に備えて、損害賠償保険に加入しています。												

1.3 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

(1) 施設・設備ご利用上の注意事項

設備・器具の利用	事業所内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。
施設の利用	施設内では、他のご利用者の迷惑にならないよう静かにご利用ください。障害種別により、容姿・行動について多様な特性のあるご利用者がおられます。他のご利用者に対して容姿など個人的な内容での声掛け等をご遠慮ください。更衣室では支給されているロッカー内の整理整頓に心掛け、施設を汚さないよう清潔の保持にご協力ください。ご利用者間での連絡先交換は禁止です。

外出	個人的な用件での外出が必要な場合は、職員に申し出の上、自己責任において行ってください。（ただし、事故防止の判断ができない方や危険な行為が予想される方については、制限させていただく場合があります。）
喫煙	敷地内は全面禁煙となります。 喫煙する際は、敷地外にてお願いします。
貴重品等の管理	貴重品は、原則、ご利用者の自己管理となります。 高額な貴重品・ゲーム機等は館内に持ち込まないようお願いします。
政治・宗教・営利活動	他のご利用者への政治・宗教・営利活動はご遠慮ください。

(2) 支援上の注意事項

次のような施設内外における不慮の事故・怪我等については、賠償責任を一切負いかねますのでご注意願います。

①	通勤途中における事故・怪我等
②	職員の指示に従わないことにより起きた事故・怪我等
③	ご利用者特有のこだわりや自傷行為等に起因する事故・怪我等
④	ご利用者同士のトラブルによる事故・怪我等
⑤	無断外出により起きた事故・怪我等
⑥	てんかん発作等での転倒による事故・怪我等
⑦	食事中の誤嚥等による事故・怪我等

但し、職員の過失による場合は、事故対応マニュアルに基づいて速やかに損害賠償します。

1.4 虐待防止等のための措置

(1) 虐待防止

当事業所では、従業者への虐待防止等の研修を実施します。虐待防止のための対策を

検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底します。虐待の防止等のための責任者を設置します。

○虐待防止責任者：サービス管理責任者

(2) 身体拘束等の適正化

当事業所では、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際のご利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、そ

